

## 守山市男女共同参画推進条例」の概要

### 【制定する目的】

守山市では、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を早期に実現することを重要な課題として位置づけて、平成5年度に第1次男女共同参画計画、平成12年度に第2次計画、そして平成22年度には現行の第3次計画を策定して、計画的、総合的な推進を図ってきました。

近年においては、少子高齢化の進展、家庭および地域を取り巻く環境の変化等、社会経済情勢が大きく変化しており、この中で、豊かで活力ある社会を築くためには、性別にかかわらず誰もがその有する能力を最大限に発揮してあらゆる分野において活躍できることが重要です。

さらに、性別による固定的な役割分担意識、慣習等による男女間の不均衡が残存しており、これを早急に是正し、職場、地域その他のあらゆる分野において女性の活躍が推進されることが求められています。

そこで、男女共同参画を着実に推進していくための根拠となる守山市男女共同参画推進条例を制定して、基本理念、市や市民等の責務を明らかにするとともに、市の基本的施策を定めて男女共同参画を一層推進することで、男女共同参画社会の実現を目指します。

### 【条例の名称について】

#### 「守山市男女共同参画推進条例」

男女共同参画を積極的に推進することを重視し、「守山市男女共同参画推進条例」としました。

### 【条例の概要】

#### (1) 特徴

内容については、市民に分かりやすく、また実効性のあるものとするため、市、市民等の責務をしっかりと明記し、基本的施策として市が進めていく施策を定めるとともに、女性の社会における活躍を推進するための積極的改善措置を盛り込みました。

#### (2) 基本理念

市民意識調査および市民懇談会の結果を反映させたいうで、「男女共同参画社会基本法」および「滋賀県男女共同参画推進条例」との整合を図り、次の7項目としました。

- 1 男女の人権の尊重
- 2 性別による固定的な役割分担を反映した制度および慣行の改善
- 3 男女が社会の対等な構成員として、方針の立案および決定に共同参画する機会の確保
- 4 家庭生活における活動と他の活動との両立
- 5 妊娠および出産に関して男女双方の意思の尊重と、生涯にわたる健康な生活の推進
- 6 女性の活躍の推進
- 7 セクシュアル・ハラスメントおよびドメスティック・バイオレンスの根絶

#### (3) 責務

男女共同参画推進に当たって、市、市民、事業者、各種団体、教育関係者の責務を定めてい

ます。

#### (4) 基本的施策

市が重点的に進めるべき施策を規定しています。

##### 1 基本的施策

- (1) 広報・啓発活動
- (2) 市民等の男女共同参画推進活動への支援
- (3) 学校教育、保育、家庭および地域における男女共同参画教育の推進
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立の支援
- (5) 市の附属機関等における男女の委員数の均衡
- (6) 男女双方の視点を取り入れた防災体制
- (7) 国際社会の動向、国内における取り組みへの留意

##### 2 積極的改善措置（女性の社会における活躍の推進）

- (1) 女性が職業生活と家庭生活を円滑に両立できるための環境整備
- (2) 女性の職業生活における活躍を推進するため、事業者への情報提供、啓発
- (3) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るために、市の女性職員の登用および育成
- (4) 地域における意思決定等の場への女性の参画促進
- (5) 女性が主体となった市民活動の活発化
- (6) その他女性の社会における活躍を推進するための積極的改善措置

#### 【条例の構成】

前文－（条例を制定するに至った経緯や社会的背景、条例の必要性、条例制定の趣旨等）

##### 【総則】

- 目的（第1条）
- 定義（第2条）
- 基本理念（第3条）
- 市の責務、市民の責務、事業者の責務、各種団体の責務、教育関係者の責務（第4～8条）

##### 【男女共同参画を阻害する行為の禁止】

- セクシュアル・ハラスメント等の禁止（第9条）

##### 【男女共同参画の推進に関する基本的施策】

- 基本的施策等（第10条）
- 男女共同参画計画（第11条）
- 相談への対応（第12条）
- 苦情の処理（第13条）
- 推進体制の整備（第14条）
- 調査研究等（第15条）
- 報告（第16条）

##### 【男女共同参画審議会】

- 男女共同参画審議会（第17条）

##### 【雑則】 委任（第18条）